省令

○農林水産省令第三十七号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第四条第一項の規定に基づき、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年六月二十五日

農林水産大臣　齋藤　健

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則の一部を改正する省令

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
附　則	附　則
（平成三十年硫黄山噴火に伴う積立ての申出の期間等の特例） **第十六条**　宮崎県えびの市並びに鹿児島県伊佐市及び姶良郡湧水町の区域内において農業経営を営む者が行う第十一条第一項第一号の規定による平成三十年度における積立てを行う旨の申出及び同項第二号イの規定による同年度における選択した額の納付についてのこれらの規定の適用については、同項第一号中「交付前年度の四月一日から六月三十日まで」とあるのは「平成三十年四月一日から同年八月三十一日まで」と、同項第二号イ中「の交付前年度における」とあるのは「の平成三十年度における」と、「当該交付前年度に」とあるのは「同年度に」と、「当該交付前年度の七月三十一日」とあるのは「平成三十年十月一日」とする。	（新設）
附　則 この省令は、公布の日から施行する。	附　則

告示

○総務省告示第二百十号

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）第七条第一項の規定に基づき、次のとおり同法第三条第三項第五号に掲げる事項につき変更の認定をしたので、同法第七条第五項の規定に基づき、公示する。

平成三十年六月二十五日

総務大臣　野田　聖子

一　名称　一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター

二　住所　東京都品川区八潮五丁目七番二号

三　国外適合性評価事業の区分　特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令（平成十三年政令第三百五十五号）第二条第一号に係る国外適合性評価事業

四　変更後の対象とする特定輸出機器の種類その他業務の範囲

イ　対象とする特定輸出機器の種類

(1)　短距離無線機器（欧州規格（以下「ＥＮ」という。）三〇〇　二二〇―二、ＥＮ三〇〇　二二〇―三―一、ＥＮ三〇〇　二二〇―四、ＥＮ三〇〇　三三〇、ＥＮ三〇〇　四四〇又はＥＮ三〇〇　四四〇―二の適用を受ける範囲に属する無線機器をいう。）

(2)　二・四ＧＨｚ帯ワイドバンド送信システム（ＥＮ三〇〇　三二八の適用を受ける範囲に属する無線機器をいう。）

(3)　五ＧＨｚ帯無線ＬＡＮ（ＥＮ三〇一　八九三の適用を受ける範囲に属する無線機器をいう。）

(4)　放送受信機（ＥＮ三〇三　三四〇、ＥＮ三〇三　三四五、ＥＮ三〇三　三五四、ＥＮ三〇三　三七二―一又はＥＮ三〇三　三七二―二の適用を受ける範囲に属する無線機器をいう。）

(5)　全地球測位衛星受信機（ＥＮ三〇三　四一三の適用を受ける範囲に属する無線機器をいう。）

ロ　業務の範囲

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則（平成十三年総務省　経済産業省令第三号）第三条第一号イの附属書３の業務に限る。

○外務省告示第二百十七号

平成三十年六月十三日にマニラで、カガヤン・デ・オロ川流域洪水予警報システム改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がフィリピン共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　カガヤン・デ・オロ川流域洪水予警報システム改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十二億七千八百万円

3　贈与の供与期限　平成三十五年二月二十八日

4　署名者

日　本　側　羽田浩二在フィリピン大使

フィリピン側　アラン・ピーター・カエタノ外務大臣

平成三十年六月二十五日

外務大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

○外務省告示第二百十八号

平成三十年六月十三日にマニラで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がフィリピン共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　三億二千五百万円

3　贈与の供与期限　平成三十八年十二月三十一日

4　署名者

日　本　側　羽田浩二在フィリピン大使

フィリピン側　アラン・ピーター・カエタノ外務大臣

平成三十年六月二十五日

外務大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉